

骨髓等の移植ドナーに助成金を交付します

(邑南町骨髓移植ドナー支援事業)

患者に骨髓等を提供する方（ドナー）は、骨髓等の採取のために入院するだけでなく検査などの通院も必要となります。

邑南町では骨髓等提供者になられた方に対し経済的負担を軽減する助成を実施しています。

助成対象者

◎以下のいずれにも該当する方が対象です。

- ・邑南町内に住所を有する方
- ・日本骨髓バンクドナー登録をし、骨髓等の提供を完了した方
- ・骨髓等提供を完了したことを証明する証明書の発行を受けた方
- ・他の制度による助成を受けていない方
- ・ドナー休暇の取得できる事業所へ属していない方
- ・町税の滞納がない方



助成金の額

1日：2万円 【上限：10日（20万円）】

健康診断・自己血採血のための通院、骨髓等採取のための入院、その他骨髓等の提供に関し、骨髓バンクが必要と認める通院、入院及び面接等に要した日数に応じて助成します。

助成方法

助成金交付申請書と必要書類を提出してください

(申請書は邑南町ホームページからダウンロードできます)

・添付書類

- (1) 日本骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したことを証明する書類
- (2) 日本骨髓バンクが発行した通院等を証明する書類
- (3) その他町長が認めるもの

※ 助成金交付申し込み期限は、骨髓等の提供が完了した日から60日以内です。

【お問い合わせ先】

〒696-0393 邑南町淀原153番地1

邑南町役場 保健課（瑞穂支所内）

電話：0855-83-1123

